裁判員経験者の意見交換会議事録

日時：平成２７年２月５日（木）午後６時から８時まで

場所：奈良地方裁判所大会議室（４階）

１　司会者挨拶

司会者：一言御挨拶申し上げます。所長の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は，大変お忙しい中，裁判員経験者の皆様方には，意見交換会に御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

平成２１年５月２１日に裁判員裁判が始まりました。当奈良でも皆様方の御協力をいただいて順調に運営しているところでございまして，これまでに判決の数で５４件，判決を受けた被告人の数に直しますと６０人の裁判員裁判が行われてきております。そこに裁判員あるいは補充裁判員としておいでいただいた方は，合計で４４８人，内訳は，裁判員の方が３２４人，補充裁判員の方が１２４人という数字になっております。これらの方々の御協力をいただきまして，先ほども申し上げたとおり，順調に運用ができてきているということではありますけれども，まだまだ分かりやすい裁判を実現していくという意味合いから考えますと，改善すべきことも多く残されているという状況でございます。そのようなことから致しますと，裁判員を実際に経験していただきました皆様方に忌憚のない意見を述べていただいて，それを参考にさせていただくということが，非常に重要であり，そういう趣旨で本日はお集まりいただいたところでございます。

既に裁判員裁判が終わったところでアンケートをいただきまして，そちらも参考にさせていただくことになるわけですけれども，事件が終わってしばらくしたこの時点でまたもう一度振り返っていただいて，できれば辛口の御

意見等をいただければ，それをまた我々法曹三者の側で参考にして裁判員裁判に生かしていきたいと考えていますので，どうぞよろしくお願いいたします。

２　出席者紹介

司会者：本日は，法曹三者からも参加いただいておりますので，その御紹介をしたいと思います。

まず，裁判所から，既に御紹介する必要もないかと思いますけれども，柴田部総括裁判官です。

柴田裁判官：柴田です。よろしくお願いします。

司会者：それから，検察庁から高橋検事。

高橋検事：高橋です。よろしくお願いします。

司会者：弁護士会からは新畑弁護士においでいただいております。

新畑弁護士：新畑です。よろしくお願いいたします。

司会者：どうぞよろしくお願いいたします。

法曹三者の方々には，進行途中，何か個人的に裁判員経験者の方々に御質問したいことがあればしていただければと思いますし，経験者の方々も，この際，検察官や弁護士に何か，ここは聞いておきたいということがございましたら，質問していただいても結構かと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

それでは進めていきたいと思います。本日は，７人の方においでいただいております。

実際の裁判員裁判ではいろいろな呼び方をされていたのかなと思いますが，本日はこういう場ですので，番号でお呼びさせていただきます。御了解のほどお願いいたします。

３　裁判員裁判についての全般的な感想，意見

司会者：それでは内容に入っていきたいと思います。本日，お出でいただい

て，是非これは言いたいというところがおありになるかと思いますけれども，お手元にありますような流れに沿って進行させていただければと思っておりますので，御協力よろしくお願いします。

まず，それぞれ事件が違いますし，また，裁判から本日までの間，どれだけの期間が経っているのか，それぞれ違うとは思うのですけれども，今，また振り返っていただいて，裁判員裁判に参加されてどんな感想をお持ちかということを，お話しいただければと思います。

１番さん，よろしいでしょうか。

裁判員経験者１：そうしたら，意見を申し上げます。まず，私が参加させていただきまして良かったことが二つあります。一つは，今まで以上に新聞に載っている事件に関心がすごく持てたということです。ですので，これからもっともっと多くの人が裁判員の経験をされましたら，社会が抱える問題に多くの人が関心を持ちまして，それによって事件が少なくなっていくのではないかなということを感じました。もう一つは，私の考えなのですけれども，被告人と被害者の証人の方が大変食い違いまして，それでどっちもそうかなというような思いがしていたのですけれども，そうだったら審理が進みませんので，どういうところに真実があるかというのを見極めるところがとても難しくて，ですので，自分自身も，例えば想像ではなしに，真実を見つめるということがいかに大切なのかということを本当に深く考えさせられました。

司会者：ありがとうございます。証拠調べとかにつきましては，また，おいおい伺っていきたいと思うのですけれども，判断は難しかったですか。１番さんの事件は傷害致死ということで，故意とか過剰防衛ということを主張されていましたけれども。

裁判員経験者１：そうなのです。被告人と被害者の方の証人のお話が本当に食い違いまして，どれが一番正しいのだろうということがとても難しかったで

す。

司会者：それでは２番さん，よろしくお願いします。

裁判員経験者２：私も３点ほどありますけれども，１点目は，先ほど１番の方も言われましたけれども，めったに経験することのない裁判員，非常に勉強になりましたし，新聞を見たときに，今まで裁判員裁判の様子は全然，無視というか，普通の裁判と同じというふうに考えていたのですけれども，本日も新聞に裁判員裁判について最高裁判所がちょっとというようなことも，非常に関心を持って見るようになりました。２点目は，どのような過程で判決が出るのかというのがよく分かりました。３点目は，先ほどと同じように，以前より非常に裁判に対して，ただ単なる結論だけではなしに，その過程とか，そういうものも詳しく新聞を見たりするようになったのが非常に良かったかなと思います。

司会者：それでは３番さん，お願いいたします。

裁判員経験者３：参加させていただきまして感じましたことは，まず１点ですけれども，本当に役に立ったのかなと，どんな役割があったのだろうかと，これで良かったのだろうかと，後々，いろいろ考えました。これが１点。昨日も新聞に載っておりましたけれども，要するに地方裁判所で裁判員での参加をさせていただきましたが，その後どうなったのかなというのがまた非常に気になりまして，しょっちゅう新聞を見ていたということで，後のことはさっぱり分からないというようなことを感じました。

司会者：後というのは控訴されて，それがどういう判決になるかとか，そういうところの情報がないということですよね。

裁判員経験者３：ええ，その後どうなったのかというのが全く情報がないものですから，気にしなくてもいいのでしょうけども，何となく気になっていたと。

司会者：その辺りも問題点かなと思いますが。

それでは４番さん，お願いいたします。

裁判員経験者４：今まではあまり事件というものに対して興味がなかったのですけれども，たまたま自分がこういう経験をさせていただいて，非常にいい経験ができたなというふうに思います。まず，それが一つ。それから，自分自身の中でそういう事件を起こす心理というのを考えたときに，あ，これは普通ではないなというふうに最初は入っていったのですけれども，日にちを追うごと，またいろいろな内容をずっと聞いていくうちに，自分の中で気持ちが変わってきて，最終的にはこうだったのだなという流れが非常に，最初の第一印象というか，思ったことと最後の結論の中では大分変わったなというような経験をさせていただきました。

司会者：それは最初の起訴状の朗読から始まったその段階と，証拠調べが全部終わったころとで大分違ったという趣旨ですか。

裁判員経験者４：はい。

司会者：では５番さん，お願いします。

裁判員経験者５：私も皆さんとよく似ていますけれども，まず，傍聴にも来たことがなかったですし，恐らくこれから先も進んで傍聴に来るようなことはないかなと思いますけれども，そう考えると，自分の日常とはちょっと違った非日常な経験をさせていただいたということは，自分の人生において貴重な経験だったなと，振り返って思っています。あとは，ここへ来るのに職場の理解があったりとか，私の場合は幸いそれがありましたので，その理解がここへ参加するには一番大事なことなのではないかなと，そういったところの配慮がうまくしていただけるような環境が整えば参加していただけるというか，参加可能な方が増えるのではないかなというように思いました。

司会者：５番さん，何日間裁判所に出ておられましたか。

裁判員経験者５：私は４日です。半日は選ばれて，残り，３．５日だったと思います。

司会者：では６番さん，お願いします。

裁判員経験者６：想像以上に自分の意見が責任あることだと感じました。それと，事実を発見できないにもかかわらず，結論を出さなければならないことにもどかしさを感じていました。本当にそんな状態で判断して良かったのかなと今でも思っております。でも，事件を自分の一方的な見方ではなく，多方面から見ていくというやり方を経験させていただいて，その後新聞記事とかで見る事件に対して，ここに書かれていること以外にも事実があるのではないのかなと思うようになりました。

司会者：事実の発見のことをおっしゃっていたのですけど，それは証拠調べがあったのだけども，判断が難しかったと，そういうふうなことですか。

裁判員経験者６：元暴力団員が現暴力団員を銃で撃った事件だったのですけれども，私自身には証人になられた方たちがどうしても信じられなくて，それでもそれを裁判で用いられたことに少々抵抗がありまして，最後まであがいていたのですが，結局何が事実だったのかなと今でも少々不信感を感じております。

司会者：また，証拠調べとの兼ね合いで御意見を伺うかもしれません。では７番さん，お願いします。

裁判員経験者７：参加させていただいて，本当にありがたかったのですけれども，私も７０歳になって人を裁くということ，人が裁かれるということについて深く考えることがありました。もともと犯罪というのはどういうことで起こってくるのだろうかということで，人の生い立ちとか周りの人たちの接し方とか，そういうところが非常に気になりまして，私なりに非常にいろいろ考えたりして，非常にためになりました。そして，自分の残された人生をやはりきちんと自分なりに完成させて死にたいなと思って，非常にためになりました。残された時間がそれぞれ人には必ずあるのですけれども，漠然と日を過ごすのではなくて，残された時間をきちんとけじめをつけたいなと，

そういう意味では，この裁判員制度というのは非常に私はためになりました。

４　裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見

（１）審理について

ア　冒頭陳述について

司会者：一通りお伺いしましたので，また，それぞれを踏まえながら御意見を重ねて伺っていきたいと思いますけれども，これからは審理の方を少し区切っていきたいと思います。

最初，冒頭陳述ですけれども，これは証拠調べの一番最初にこれから始まる証拠調べについて検察官と弁護人がそれぞれの言い分を御主張されるということで，証拠調べのためのガイドライン，ガイダンスみたいなことになるものです。ですから，これは我々にとっては非常に重要なものというふうに理解しているところなのですけれども，この冒頭陳述，検察官，弁護人の冒頭陳述がそれぞれ工夫されて，それぞれの事件でプレゼンをされているのですけれども，これが分かりやすかったかどうかということを伺いたいと思います。その話の分かりやすさの中には，話の中身が納得できるかという内容の問題もあるのですけれども，ここで伺いたいのは，そういうことを離れて，少し外面的なところで，情報量が多くて困ったとか，あるいはプレゼンの仕方がまずかったので分かりにくかったとか，そういう意味での分かりやすさのところにポイントを置いて御意見をいただければと思います。では１番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者１：検察官の方の冒頭陳述が箇条書きにしていただきまして，図面もありまして，とても分かりやすかったです。とてもありがたかったです。

司会者：弁護人はいかがですか。

裁判員経験者１：弁護人は箇条書きではなかったので，ちょっと分かりにくか

ったかなという思いがしました。

司会者：同じ事件を御担当いただいた３番さん，伺ってよろしいですか。

裁判員経験者３：言葉だけでどっと進められますと理解をするのに一生懸命ついていかないといけないということがありました。できればもっとビデオであるとか，画像であるとか，そういったもので表していただいたほうがより一層分かりやすいのではないかなと自分で感じました。

司会者：文章式で述べられると，それを聞いただけでは理解が十分ではなかったということですか。

裁判員経験者３：想像をしながら，右の手で拳銃を持っておった，そうすると左の手はどこに行っておったのかなとか，自分で一人，想像しながら聞いておったというのが実情であろうかと思います。

司会者：６番さん，同じ事件なのですけど，どうでしょうか。

裁判員経験者６：私も検察官のおっしゃるのは一つ一つの文が割合短くて，理解してから次を聞くという形だったのですが，弁護士さんの方は一つの文がちょっと長くなりますので，それについていくのには結構しんどかったかなと思います。それぞれと，身の回りで今まで経験したことのないような内容の事柄ですので，やはりある程度，今，３番さんがおっしゃったように図面とかにまとめていただいて，こういうことが起こったのだという説明があれば，もう少し理解が早かったのではないかと思っております。

司会者：それでは別の事件ということで２番さん，いかがでしょうか。強姦致傷です。

裁判員経験者２：冒頭陳述というか，証拠調べというのですか，それの中での弁護人のこういう事象があったという仮説を立てて具体的にペットボトルで流して，それがそういうふうに加害者がしたかどうかの実験がものすごく長く，かなり，もう飽きるぐらいに長く実験していらっしゃったのですけれども，あれは必要だったかもしれないのですけれども，無駄なような感じがし

ました。あとは特に冒頭陳述の中では言葉としては特に難しいこととか，そういうのはありませんでした。ただ，弁護人さんの証拠のための実験が長過ぎてというふうには感じました。

司会者：では４番さん，いかがでしょうか。殺人事件です。

裁判員経験者４：弁護人さんの方は作文を聞いているようで，すごくだらだらとしたような感じを受けました。検察側の方が要点をまとめて，文章が短くて，こういうことだなということでの自分自身の頭の整理がしやすかったということがあります。それから，言い回しの中で分からない言葉とかがあったのですけれども，その場ではもちろん分からなかったのですけれども，別室へ行ったときに裁判官の方々がフォローしてくれたりとか，後で聞いたりとかということはさせていただきましたので，理解はしやすかったかなというふうに思います。

司会者：分かりにくかった言葉というのはどういう言葉か覚えておられますか。

裁判員経験者４：覚えていないです。

司会者：４番さんの事件は，弁護人の冒頭陳述が１ページにパワーポイントの画像が３枚入っているようなやつで，１９枚，画像にすると５５枚あるのですけれども，これはやはり長い印象をお持ちですか。

裁判員経験者４：画像とかはいいのですけれども，言葉が箇条書きみたいな形で言っていただいた方が理解しやすいのかなというふうには。私たちは慣れていないから，作文を聞いているような，朗読を聞いているような感じにとったのですけれども。

司会者：次，５番さん。放火事件ですね。

裁判員経験者５：検察側の説明は紙に書いてあることを順番に読み上げていただいて，被告人の簡単な生い立ちと事件の経緯なんかを一つ一つ説明いただいたので，資料を目で追いながら確認できましたので良かったかなと思いま

す。弁護側の方は私の個人的な意見ですけれども，パワーポイントか何かで少しマンガチックというか，分かりやすいように資料を作っていただいたのだと思うのですけれども，初めて経験する私にとっては意外とこんなところでも軽い資料なのだなというふうな印象を受けまして，マンガチックに書いてあるところへ言葉でいろいろなことをされましたので，それはすぐに頭に入らないというか，覚えにくかったみたいなことがありました。あとは単純に午前中に選ばれて昼一番に始まりましたので，自分自身が選ばれたことに舞い上がっているというか，ちょっと気持ちも興奮状態にありまして，何が始まるのかもよく分からないうちに，全体がスタートしたみたいなところはあったかなというふうに思います。

司会者：５番さんが御経験いただいた冒頭陳述はこれですかね（写しを示す。）。

裁判員経験者５：はい。

司会者：弁護人としては，いろいろ考えてこういうものを作られたのかなというふうに思うのですけれども，これ自体はあまり良くなかったと。

裁判員経験者５：いや，悪いとか，そんなのではないですし，ほかのもそういうふうにされているのか，これがすごくすばらしいものなのかどうかは分かりませんけれども，私としてはそういう裁判という，意外と重い感じで来たところへそういうふうな意外と軽いタッチの感じだなという，個人的にはそう思ったというぐらいのことです。

司会者：法廷での弁護人の口頭での説明と合わせると，主張は理解していただいたと。

裁判員経験者５：主張は理解しましたけど，書いていないことをずっと述べられるというのがあったので，ちょっと残りにくいなという，後で復習といいますか，確認しにくいなというのがあったということです。

司会者：分かりました。

では，７番さん，どうでしょうか。殺人未遂です。

裁判員経験者７：検事さんのお話は非常に分かりやすくて的確でした。だけど，弁護士さんの方は２人出てこられたのだけども，非常に宗教がらみの話とか，そういう妄想的な話があったので，それは私，ちょっと違うのではないかと思っておりました。もうちょっと弁護士さんが違う角度からでもアプローチされた方がいいのではないかなと私は思いました。検事さんのお話は非常に分かりやすくて，的確な回答だったけど，弁護士さんの方は的外れの弁護ではないかなという感じがしました。

司会者：それは事件の見立てというか，弁護方針の問題ですよね。言っている内容自体は伝わっていましたか。それ自体は御理解いただけたと。

裁判員経験者７：だけど，それでもって有罪というような話が出てくると，ちょっとおかしいのではないかなと，そういうことです。

司会者：７番さんの事件は責任能力が争われて，心神喪失で無罪という主張ですね。

一通り伺ったのですけど，検察官，弁護士から何かありませんか。どうぞ。

高橋検事：検事の高橋です。私は，１番さん，３番さん，６番さんに御担当いただきました，拳銃発射の事件の公判の立ち会いをさせていただきました。今，いろいろと感想をお話しいただいて大変参考になったところですけれども，長さがどうかなというふうに私としては思っておりまして，冒頭陳述の長さということで，今回，私の方でも，資料でいうとＡ３でいえば２枚ぐらいになっていたかと思うのですけれども，今，自分なりに振り返ってみるともうちょっと圧縮ができなかったのかなというふうにも思っているのですが，その辺り，実際に聞いていただいて，ちょっと長いなとか，そういうふうな御感想があったかどうかというのを教えていただければと思います。

司会者：どなたでも。では１番さん。

裁判員経験者１：長さとしてはちょうど良かったです。そして箇条書きに書いていただきまして，１番のこれは何々という言葉で説明していただきましたので，頭にすっと入ってきまして，長さもちょうど良かったですし，書き方もちょうど良かったです。本当にすばらしいものでした。ありがとうございます。

司会者：他の方，御意見ございますか。違う印象を持っておられる方はおられませんか。

裁判員経験者３：検事さんの方の主張については，これはやはり攻める方というのはこんなに分かりやすいのかなというふうに，非常に箇条的に，どちらかというと言葉が短いといいますか，そういう意味合いでは分かりやすかったかなというふうに私も感じました。

司会者：６番さん，何かございましたら。

裁判員経験者６：私もとても分かりやすくて，全く初めての事件のことを伺うのですので，少々長くても私は良かったと思っております。

司会者：弁護士から何か，補足したい質問がありますか。

新畑弁護士：弁護士の新畑です。今も裁判について弁論をさせてもらっているのですが，これでももしかしたら弁護人としては短い方になることもあるのかなと，かなり長いこともあるので，それについては気づかされましたので，ありがとうございました。

イ　証拠調べについて

司会者：それでは，冒頭陳述を一通り伺ったので，証拠調べの内容に進みたいと思います。証拠調べの段階では証拠書類を朗読したり，あるいは図面とか写真とかを画像に写して見ていただいたりということがあって，その後，証人尋問，最後は被告人質問という形で被告人本人から話を聞くと，そこまでの手続が証拠調べということになります。この証拠調べは，先ほどと同じような質問になりますけれども，分かりやすいものであったかどうか，検察官

の尋問技術がどうだったか，あるいは弁護人の方はどうだったか，十分足りていたのか，あるいは不足する，もうちょっとこの辺のところを聞きたかったとか，そんなことがあるのかないのかということを伺っていきたいと思うのですけれども，いかがでしょうか。

７番さんからでよろしいですか。

裁判員経験者７：私の場合は証拠調べというのがちょっとまずいのではないかなと感じました。それはどういうことかというと，要は中華包丁を購入した時期がいつだったかというような話とか，中華包丁には４２０グラムのものと５７０グラムのものがあるということを知らないのではないかなと。要は重い方の包丁を使っていた。それは骨を叩き割る，物をぶった切るようなものであって，４２０グラムというのは野菜を切るためのものというような，その二通りがある。そういうところをきちんとしておけば，ものすごく重たいやつを持っているということは殺意があるのではないかなと私は思ったり。それとか，警察は，購入時期もそうですけど，ベストを着ているときにベストを６着持っているという話があったのです。ベストを６着というから，私はそのベストをコーナンに行って見たのです。そうするとポケットに入るやつと入らないやつがあって，３種類ぐらいある。それでここに入るやつを着ていたと。そして，そこに対して包丁が上向きであるか下向きであるかというようなことを一生懸命に言われるのだけども，まず，包丁が入るやつをそこに持っているというのがあるのだから，ほかのやつは何もなかったから入らないんです。ポケットが横にあって。だけどそれは入るやつを着ていたということがあって，そういうところをちょっと調べると殺意というものが計画的ではないかなということをものすごく感じたので，そういうところをもうちょっと深く調べたらいいのではないかなと私は思います。

司会者：事件の争点は殺意の有無と責任能力ということですけど，その殺意にからむ証拠のところでちょっと不十分さを感じられたという御趣旨ですね。

では，６番さんはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者６：私の方は証拠調べに関しては何も申し上げることなく，検察側も弁護側のおっしゃることにも納得しておりました。

司会者：証拠調べそのものは特に問題点は感じられなかった，あるいは尋問の仕方とか，証拠の出し方とか，特にそういうことはございませんでしょうか。

裁判員経験者６：それは，それこそ裁判員経験を一度でもしておれば，こういう流れというものが理解できたのですけれども，生まれて初めてさせていただくので，どうしてもこういうものなのかというふうな印象を持ちながら経験させていただいておりましたので，特に疑問は感じませんでした。

司会者：では，また同じ事件ということで，３番さん，お願いします。

裁判員経験者３：証拠調べでは幾つか思ったことがあるのですが，一つはなぜそうなったかという背景といいますか，これは暴力団の方が因縁をつけてこられたので拳銃で撃ったという事件だったのですけれども，因縁をつけてこなかったらそういうことにはならなかったはずなのに，因縁をつけた方のことについては裁判の中では，多少は触れておられましたけれども，ああいうことがなければこの人は拳銃を持ち出すことがなかっただろうし，撃つこともなかっただろうし，というふうなことを今も感じております。

司会者：今おっしゃっておられた辺りの証拠がもうちょっと手厚かった方が良かったというような御趣旨ですか。

裁判員経験者３：ええ，もうちょっと深掘りというのですか，なぜそうなったかという部分は，これは罰せられない部分だろうなと，だからそれは突っ込まないのかなと思ったまでです。

司会者：では１番さん，同じ質問についてお願いします。

裁判員経験者１：証拠調べに関しましては，被告人の方が拳銃を取られまいとしてもみ合いになって間違って引き金を引いてしまったというのがすごく争

う点だったのです。弁護人の方もそれを主張しておられまして，でも実際に拳銃を握らせていただいたので，そうしたら撃鉄を引っ張った段階では，それをものすごい，間違って引くような軽い力ではとても発射できないということが身にしみて分かりました。そういう，実際に拳銃を握らせていただいて，そういう証拠調べがとても良かったです。

司会者：では，５番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者５：私も証拠調べは特に何か記憶に残った，分かりにくかったとか，そういうことはなくて，事件を理解するには十分で特に問題なかったかと思います。

司会者：性同一性障害の話が出てきたと思うのですけど，それは，証拠の中では御理解いただけるような内容ではあったのでしょうか。

裁判員経験者５：淡々と聞いて，そういうものなのかと思いました。

司会者：では，４番さん，お願いします。

裁判員経験者４：私も初めて経験させていただいたので，証拠がいろいろ出てきて，こんな感じなのかなというふうには理解したのですけれども，一つだけ疑問に思ったのは，今回私がさせていただいた事件で争っている部分の中の精神鑑定の先生が被告人にすれば理解されていないとか，ちょっと納得できるような説明ではなかったとか，態度がとか，そういったものはすごく疑問があったので，できればほかの先生にも３人ぐらいの別の先生にも診てもらって中をとるとか，そういうこともあっても良かったのかなというふうには感じました。

司会者：法廷で調べた，鑑定していただいた先生のお話そのものはいかがですか。それは特に分かりにくかったですか。あるいはほかのセカンドオピニオンというのですか，そういうものが欲しかったというような御趣旨ですか。

裁判員経験者４：そうですね。やはりそこのところがメインになっている部分の一つかなと思いましたので，ただ一人の先生というよりも一人，二人の先

生の中で意見が同じなのか，また割れるのかという部分も見た方がいいのではないかなというふうには思いました。

司会者：責任能力が争われて，心神耗弱という主張で，判断能力が著しく損なわれていたと，こんなことを主張しておられて，その証拠調べに臨んでいただいたのですけれども，その辺りの判断ですかね。御自身の中で十分理解，判断できる前提としての証拠が十分整ってはいなかったと。そこがやはりもう一つ別のお医者さんとかの話につながっていくのでしょうか。

裁判員経験者４：そうですね。自分の中では非常にそこは悩んだところで，本当に心神耗弱だったのか，いや，ちゃんと順序立ててやっているからちゃんとした精神を持っていらっしゃったのかというのが非常に私としても悩んだところなので，そこが当然争っている部分ですから，一人の先生だけでなくて，二人，三人の先生の判断も必要だったのではないかなというふうには感じました。

司会者：では，２番さん，お願いします。

裁判員経験者２：証拠の件ですけれども，二，三あるのですけれども，一つ挙げると，おしっこをかけられた，衣服についたかどうかという証拠なのですけれども，事件を起こしてから逮捕されるまで６か月以上経過していて，薬品を使っておしっこがついたかどうかという検証をされたと思うのですけど，それが時間が経っていてあまり出てこないから，それが証拠になるかどうか，結局，よく分からなかったのですけれども。それからもう一つは，お医者さんに診てもらったら，それはそういう形跡が確かなかったというふうになったと思うのですけれども。結局，物的証拠よりも被害者を信じるか加害者を信じるかという状況証拠というのですか，そちらの方で判断したという感じで，ちょっと時間が経過しているために化学反応が出にくいので，無理な点があると思うのですけど，若干消化不良のように感じました。

司会者：被告人がおしっこを被害者の口にかけたというか，飲ませた，そんな

状況があったかどうかが争点になっているところで，それを裏付ける客観証拠があまりなかったというふうな印象を持たれて，だとすると，どちらの供述が信用できるかみたいなところになってしまうことにもどかしさみたいなものを感じておられたという感じですかね。

裁判員経験者２：はい。

司会者：４番さんにも伺ったのですが，責任能力の関係では７番さんの事件も責任能力ですね。こちらは喪失ということで，その証拠調べに入っていたと思うのですけれども，その責任能力のあるなしについての判断をするについて，証拠調べは十分判断できる素材が与えられたかどうかというところでいかがでしょうか。

裁判員経験者７：それはあまり感じませんでした。別にそこのところはそんな不思議さは感じなかったし。

司会者：特に不足しているとか，そういうことはなかったということですね。

それでは，証拠調べの関係で検察官，弁護士から何か質問されることはありますか。

高橋検事：今回の事案の中で，傷害致死とか殺人であれば御遺体の写真とかというのは図面とかでもあるでしょうし，そういったものに，あるいは殺人，死亡まで至っていなくても傷の写真であるとか，図面であるとか，そういったものが恐らく裁判で出てきていたのか，あるいは写真までは出てこなかったというものがあったかなと思うのですけれども，そういった点について，例えば写真が出た場合であれば，いや，こんなの見せてくれるなよというような考えがおありなのか，逆に写真とかがなくて，例えば図面とかイラストとかいうことであったときには，ちょっとこれだとよく分からないなと，やはりきちんと裁判員になる以上は写真で見るべきではないかというふうなお考えなのか，その辺りをお聞かせいただければというふうに思います。

司会者：４番さん，よろしいですか。殺人事件ということで，そのあたりはい

かがでしょうか。

裁判員経験者４：確かにショッキングですけど，血だらけのものとか，部屋に血が付いているとか，ここで倒れていたとかいうような具体的な部分，またその被害者の傷の箇所とかというのはやはり見た方がいいというと変ですけど，見る方がいいのかなというふうには思います。それと，今，若い子もそうですけど，ユーチューブなんかでも今回の後藤さんの首を落としてお腹の上に頭があるようなものとかも実際に日本では隠されていますけれども，ユーチューブ等，世界で見た場合にはそういうのはどんどん出ていますので，慣れているというと変ですけれども，隠すよりは出た方が真実味があっていいのかなというふうには思います。ただ，人にもよって違うのでしょうけれども。

司会者：４番さんの事件では写真に代えてイラストが用いられたということのようだったのですけれども，その証拠調べで実際に見られた範囲では特にショックを受けたとか，負担に思ったとか，そんなことはございませんか。

裁判員経験者４：ありません。

司会者：では，次に，１番，３番，６番の方が傷害致死ということなのですけれども。同じ質問ですが，１番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者１：私はもっと傷の写真とかあれば良かったかなと思います。被害者が倒れまして，歯が折れまして，その写真を見せていただいたのですけれども，これは折れたときの衝撃で根元からぽろっと折れているなということがよく分かりましたので，傷の写真も本当にもっと具体的な写真があるのではないかと思ったぐらいで，もっと写真とかあればいいなと思いました。

司会者：拳銃の弾の入った射入口というのですか，ここから入ったというような写真はあったのでしょうか。

裁判員経験者１：それがなかったのです。

司会者：なかったですか。

柴田裁判官：お腹の写真が。

裁判員経験者１：お腹の写真はありましたけれども，銃弾が入ったという傷はありましたのですか。

柴田裁判官：傷のあった写真は見ましたか。

裁判員経験者１：はい，それは見ました。それがそうですか。

柴田裁判官：それがそうだというのはあまり記憶になかったですか。

裁判員経験者１：はい，こんなものだと思いました。

司会者：見られた範囲で特に負担に感じたとかいうのもなかったですか。

裁判員経験者１：いや，全然。

司会者：それは大丈夫でしたか。

裁判員経験者１：大丈夫でした。

司会者：３番さん，同じ質問でお願いします。

裁判員経験者３：私も見ましたけれども，お腹のところにぷつっと黒いマジックで穴をあけたような，印をつけたような写真だけだったのではないかなと思います。あまり生々しい写真はございませんでしたので，特に負担を感じるまでには至っておりません。

司会者：では，６番さんはいかがですか。

裁判員経験者６：私も見たことを忘れているぐらいですから，全然ショックではなかったのだなと思いますし，見せていただいていても専門家ではないですので私は役に立っていないと思っております。

司会者：７番さん，殺人未遂で，怪我はしていたということなのですけれども，その辺りの証拠で特に気になっていることはございますか。

裁判員経験者７：別に気にならなかったですね。傷が首のところで，わあっという写真なんかがありましたけれども，別にそんなにショックではないです。

司会者：検察官，よろしいですか。

高橋検事：はい，特に。

司会者：弁護士からはよろしいですか。

新畑弁護士：はい。

【休憩】

ウ　論告，弁論について

司会者：では，再開します。

証拠調べが終わった後，検察官，弁護人がそれぞれの最終プレゼンテーションとして，検察官の方は論告，弁護人の方は最終弁論と呼び習わしてきているところですけれども，この論告，弁論もそれぞれ工夫されて力を入れておられるというところです。私たち裁判官サイドから見ると答案を書いていただいて，私たちはそれを見させていただいて，採点させていただくようなところもあるのですけれども，証拠調べが終わった後の答案みたいな形で出される論告，弁論をどのように見ておられたかということをお伺いできればと思います。

１番さん，よろしいでしょうか。

裁判員経験者１：先ほどと同じことになるかと思うのですけれども，検察官の方の答案ですか，とても良かったです。何がいいかと言いましたら，まず箇条書きにしていただきまして，１のことに対してはこれこれ，２のことに関してはこれこれ，それがとても頭に入りやすかったです。反対に弁護人の方は文章でしたので，頭の中で整理するのが大変難儀したところもありました。

司会者：１番さんの事件の弁護人の弁論要旨は，Ａ４で１５ページで文章が並んでいるというようなスタイルだったのですけれども。

裁判員経験者１：そうです。検察官の方は箇条書きにしていただきましたの

で，良かったです。

司会者：では，同じ事件で３番さん，お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者３：正直，今，あまりよく覚えていないので申し訳ないのですけれども，何となく流れていったというと大変悪いのですが，分からない部分については後で評議室といいましたか，戻って，裁判官の方から非常に丁寧に説明をしていただきまして，それで改めて，あ，そういうことなのかということを感じた次第です。法廷でのやりとりでは，かなり分かりにくい部分が正直ございましたのですが，後で部屋に戻ってからその内容について解説をしていただいたというと失礼になるのでしょうけれども，分かりやすくかみ砕いていただいたという部分でなるほどという部分があったような気がいたします。

司会者：それは検察官の論告あるいは弁護人の弁論，両方についてということなのでしょうか。

裁判員経験者３：ええ。基本的には両方についてそうであったような気がいたします。

司会者：では，６番さん，お願いいたします。

裁判員経験者６：私も同様の意見を述べるのですけれども，お手持ちの資料を見ていただきましたら，検察官が出してくださったものが，被害者と被告人，どちらかを氏名にして，変えていらっしゃるのです。それというのは，私たちにとっては，最初の方は誰がどうなっているか分かっていなかったのです。それを色で分けてくださったり，表にまとめてくださったり，やはり事件の概要をその資料を見ながらもう一回自分の中でかみ砕いていって，部屋に戻りまして，また裁判官の方々の説明を聞かせていただいて，もう一度納得させていただいたという感じでした。

司会者：では，２番さん，お願いします。

裁判員経験者２：同じような意見になるかもしれないのですけれども，弁論で

一部分かりにくい点がもちろん，あったのですが，戻ってからいろいろ箇条書きにしてもらったり，説明してもらったりしたので理解はしやすかったです。

司会者：法廷で聞いておられて，その段階ではまだやはり分からないところがいくつか残っているという，そんなイメージですか。それは論告も弁論も同じなのでしょうか。

裁判員経験者２：そうです。

司会者：４番さん，お願いします。

裁判員経験者４：ほかの裁判員さんの意見も聞いていて思ったのですけれども，検察官の方は箇条書きみたいな感じで，弁護人さんの方は全て文章になっているみたいなのですけれども，それはそういうものなのでしょうか。私は素人なので，やはり素人が聞くにおいては箇条書きで要点をつかんだほうが。長くてもいいのですけれども，一つ一つの文章を短くポイントを押さえたほうが理解しやすいのではないかなというふうには感じております。それと，それを聞いてから別室に行って裁判官さんたちのアドバイスというかレクチャーというのがすごく助かっているというのはありました。

司会者：実情としては，検察官の方は検察庁で同じようなスタイルの冒頭陳述，論告を，事件によって中身が違うので全く同じにはならないのですけれども，できるだけ統一しておられます。他方，弁護人の方はそれぞれの考えで対応されているというのが実情だというところなのですけれども。

では，５番さん，お願いします。

裁判員経験者５：正直，あまり覚えていないのが実際のところです。ただ，多分皆さんと私はちょっと違うのかも分かりませんけど，事件がそれほど複雑な事件ではなかった，単純だったので，後半はすんなりと，御説明いただくこととかが頭に入ってきて，すんなりいったかなと。皆さんがおっしゃるように部屋に戻って裁判官の方や裁判員の方と話をする中で聞き漏らしたこと

とか，そういう事実をきちんと確認していけたのは確かにそういうことがあったなと，今，皆さんのお話を聞いて思いました。

司会者：５番さんの事件の弁論要旨というのはＡ４，１枚で項目だけが目次的に並んでいるというようなスタイルだったと思うのですけれども，特にそれ自体，不都合ということはありませんでしたか。

裁判員経験者５：そうですね。多分それに一つ一つに説明が入ったという，多分一番最初に言っていた冒頭陳述と同じような感じ，とにかく書いていないことをたくさんお話しになられるということがあったので，多分，部屋に帰ったときにみんなで話をもっとする，それがすごく理解するのには役に立ったということだろうと思うのです。私はきちんと書いて，書いていることを一つ一つ読んでもらうほうが，初めてや素人の私たちには分かりやすいのではないかなと，今は思います。

司会者：では，７番さん，お願いします。

裁判員経験者７：状況報告についてはよく分かったのですけれども，その裏側にある心理的な動きというのを私はもうちょっと分析して欲しかったなと思っています。それはどういうことかというと，介護する人が１時間の介護をするのにそんなに長くかかるのかなというのは。その人は足が不自由なのです。つえをついて近寄ってきたと，そしてなたを出して切りつけた。それまで全然振り向きもしなかった。それはおかしいのではないか，むしろその態度そのものがものすごく犯行を引き寄せるというか，犯行に結びつくのではないかなという，私はそういう感じがしたので，そういう心理状況をもうちょっとはっきりしてほしいなと私は思ったのです。

司会者：被告人が面倒を見てくれていたホームヘルパーにけがをさせたという事件なのですけれども，そこに至る経過のところをもう少しはっきりしていただきたいということですか。

裁判員経験者７：それと，要は被害者は介護人ですけれども，それまでの介護

人の教育とかそういうものの方はあまり追求されなかったみたいで。その仕事に就かれてそんなに経っていないので，今までの介護の方とそういう犯行に及ぼすようなことというのは，言葉の使い方とか言い回しが非常にまずいのではないかなと，私は思ったのです。だから，そういう心理的な動きをある程度把握すれば，私は今後の対応，要は介護する側の教育というのがきちんとなるのではないかなと，このまま放っておかれたらちょっとかわいそうではないのかなということを感じました。

司会者：では論告，弁論の関係で，検察官，弁護士から何か御質問はありますか。特になしということでよろしいですか。

（２）評議及び判決について

司会者：それでは，評議と判決に進ませていただきます。評議時間，それぞれ争点が何かということでどれだけの時間を費やすかということもあらかじめ一応のプランを立てておくということになるわけで，それぞれ，関与していただいた評議時間と評議の中身も当然違うということなのですけれども，証拠調べを見て，思われたことを十分発言していただいたかどうか，あるいは評議時間として長かったか短かったか，そういったことにつきまして何かお話ししていただくことがあれば，お願いしたいと思います。また，事実認定が争点であれば，その判断，十分そこを議論されたのかどうか，あるいは量刑を決めるについてこんな点が難しかったとか，そんなことでも結構ですので，評議の関係で何か御意見をいただければと思います。

４番さんからお願いします。

裁判員経験者４：私個人の思ったことなのですけれども，結論を出していくまではすごく会社でやるようなＱＣサークルみたいな，ずっと絞り込んでいくような感じだったので，ああ，すごいなというふうなところは感じました。

司会者：それは刑を決めるところですね。

裁判員経験者４：はい。

司会者：では，３番さん，どうでしょうか。

裁判員経験者３：評議についての時間はそれなりにあったような気がいたします。意見はいろいろ出ましたけれども，それをホワイトボードに全員の意見を書かれて，裁判官の方がリードされるというのか，徐々に詰めていかれたといいますか，それで最終的にそういう内容であれば刑期も大体この幅がありますよということと，判例に基づいて，この内容であればここからここぐらいの範囲ということでした。

司会者：では，２番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者２：量刑を決める際に役立つものはということですが，やはり我々は素人ですので，判例の事例をいろいろ出していただいて，大体目安というのが７割ぐらいとか，一般的な話ですけれども，出された，何ですかね，最初に出されるのは何ですか。例えば１０年なら１０年というふうに。

司会者：量刑の棒グラフですか。

裁判員経験者２：はい。それが一番参考になって，それに対してそれぞれ事例，案件が違うので，全く一緒のものは当然ないわけで，被害者にも若干落ち度というか軽率な面があるとかいうことで，プラスマイナスしたのですけれども。でも，裁判官の方も皆それぞれ答えというか，年数が違うのは当然で，答えがないままで答えを出すみたいなものなので，いいかげんというと言葉が悪いですけれども，なんか漠然として量刑というのは決まるのだなというふうな感じがいたしました。一番参考になったのは判例しか，我々は全然分からないので，過去の例を知らないので，やはりそれが一番参考になって，あとはそれぞれの事例にプラスマイナスするということだと思います。

司会者：評議では御意見は十分述べていただけましたでしょうか。

裁判員経験者２：はい。

司会者：１番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者１：私たちも評議は十分に述べさせていただきまして，時間的に

はとても長くとってくださいまして，３日ほど評議したと思います。それでいろいろな意見が出まして，裁判員の方のそれぞれの今までの背負ってきた人生とか，仕事の内容とか，皆さんそれぞれ意見が違いますので，とても参考になりました。例えば若いエンジニアの男性の方がいらっしゃったのですけれども，筋道を立てて，一つ一つ話を進めていかれましたこととか，そういうこともいろいろ自分なりに参考にしまして，量刑を決めさせていただきました。一番参考になったのは過去の判例ですね。でも，結論のない，答えのないことの答えを導かなければならないのが一番辛いものでした。

司会者：量刑判断というのは難しいですよね。

では，５番さん，お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者５：自分の意見を述べさせてもらえたかということについては，述べさせてもらえたと思います。また，私だけではなくて，裁判員の皆さん全員にうまく裁判官の方がリードしていただきまして，全員の議論が出尽くしたのではないかなと思います。判例については，私は放火でしたけれども，確かパソコンか何かでソートをかけていただいたりとかして，過去の判例を見るというようなことを当日していただいて，結局燃えた平米数だったり，亡くなられた方がいたのかいないのかとか，そういうようなのを見まして，正直に言いますと，その過去の判例に基づいてある程度そこに答えが導かれていくとすれば，それまでに被告人の方の育ってきた過去の生い立ちとか，その事件の途中のそれぞれの感情的なものとかというのは，最終的には結果にはあまり関係なくて，過去の判例にすごく引っ張られている感じがあるのではないかなと，これってそんなに長い間議論した結果というよりは，過去に引っ張られている割合の方が大きいのではないかということは，正直思いました。

司会者：では，６番さん，お願いします。

裁判員経験者６：評議では自分の思っていることも述べさせていただきました

し，他の裁判員の方たちの意見も聞かせていただきまして，量刑を決める段階になったのですけれども，そのとき，後で感じたのですけれども，我々裁判員と裁判官の方の票が同じ重さで良かったのかなと思いました。裁判官の方たちは，六法全書をお読みになられて，裁判のことを日夜考えていらっしゃるかと思うのです。でも私の方は専業主婦をしておりまして，毎日の献立を考えたりとかしている私の票と果たして同じ重さで良かったのかなと，今も思っております。それと評議してから判決を決めるまでもう少し時間があっても良かったのではないかなと思いました。評議した後，今までの判例を見せていただいて，結構，結論を時間なく決めてしまったのです。でも，もう少し，二，三日でもいいから考えてみたかったかなと思っております。

司会者：それは，評議時間としてはそれなりのものがあったのだけど，最終的な最後の意見を述べるまでに少し時間が欲しかったというような感じですか。

裁判員経験者６：そうですね。身の回りで起こったことを自分が実際に見て判決を下すのだったら分かるのですけれども，全く分からないことについて話し合っているわけです。だからそれを理解するのにすごく，私は時間がかかったのです。だから全員がそうではないかもしれないのですけれども，中には時間がかかる人もいるのではないかなと思いました。

司会者：では，７番さん，お願いします。

裁判員経験者７：私の場合は過去の判例というのを見せてもらったのですけれども，懲役１３年という話で，それが未遂ということで，一番最初に過去の判例では半分の６年とか，それぐらいというようなことだったので，私はびっくりしたのですけれども，最終的にはいろいろ意見を述べさせていただいて，懲役１０年というぐらいになったのですけれども，過去の判例に引きずられると短くなるのではないかなと。本日の新聞でもそうだったのですけれども，だけど感情とかそういうのからするとやはり少し重いほうに，我々は

このまま出したら大変なことになるよというふうに感じたので，そのところは大分よく議論させていただいて，まともなところにまとまったということを実感しています。

司会者：裁判員が思う感覚というのですか，それと過去の量刑の傾向とのバランスのようなところは，そこは議論は十分にしていただいたということになりますかね。

裁判員経験者７：はい。

司会者：一通り伺いましたけれども，評議の関係で検察官，弁護士から何か御質問ございますか。

新畑弁護士：弁護士の新畑の方からお尋ねしたいのですが，評議のときに意見を出されるかと思うのですが，そのときの意見というのは法廷で見た第一印象でぱっと出たものなのか，あるいは帰ってきてからもう一回法廷の記録を読んだりしてから，また意見が出たものなのか，法廷の記録で第一印象でぱっとつくれたのかどうかとか，そういう観点から教えていただければと思うのですが。

司会者：どなたか御意見ありますか。４番さん。

裁判員経験者４：それは両方あると思います。だから法廷で聞いていたところではなかったところに関してレクチャーを受けたりとか，書類を読ませていただいた中で疑問に思った点とか，そういったものは両方出てくるとは思います。

新畑弁護士：そうしたら，やはり書類，つまり法廷だけで見たものだけでやるということではなくて，帰ってきてからいろいろ整理し直して意見，出たものもやはりあるということなのですね。

裁判員経験者４：すみません，やはり慣れていない部分で一生懸命その法廷の中で理解しようとはするのですけれども，必ずしも１００％それを頭に叩き込んで戻れるかというと，ちょっと難しいのかなと。言葉も難しいものも出

ますし，あの人こういうふうに考えているけど，本当はこうじゃないのと違うのかなとか，そういったものが出てきている中で，別室に戻ってもう一回読んだときに，あ，ちょっと違うなというような疑問が出てきたりというような部分はあるかと思います。

新畑弁護士：ありがとうございました。

司会者：ほかの方はいかがですか。自分は違ったとか，あるいは同じような感じだったとか。評議していろいろ意見を交わす中で，そこはどうだったのかというようなことが問題となって，証言内容を確認するとか，証拠内容を確認するといったことはあるのかなと思いますけれども，それはそうなのでしょうか。

（裁判員経験者全員うなずく。）

５　質疑応答

司会者：では，よろしいでしょうか。それでは，審理のところを一通り最後まで伺ってきたのですけれども，裁判員経験者の皆様から検察官，弁護士に何か，ここを聞いておきたいというようなことがあれば，質問していただければお答えいただけるかと思うのですが，何かありますか。

どうぞ。

裁判員経験者５：私のときは，もうその事件としては実際被告人の方がやったと認めておられて，結局最終的には弁護人の方が少しでも刑を軽くしようというようなものになっていたかと思うのですけれども。すごく感情的な，いわゆる育った環境があまりにもかわいそうだったのだとか，そういったどちらかというと事実よりも感情的なところばかりをクローズアップされて，私たちはその話に聞き入っていますと，ついついそれに流されたりするのですけど，もう一度戻って，よくよく整理すると，反対の意見もあるよとなるのですけれども，ふだん，私たち，どちらかというと素人が並んでいるので感情的になっているのか，ふだんからそうなのか。いわゆる通常のときと私た

ちのときとでは弁護の仕方が大きく違うのかどうかというところはどうですか。

新畑弁護士：事件によりますけれども，やはり今５番の方がおっしゃった感情で言わざるを得ない事件は裁判員裁判以外でも結構あります。やはり人によっては，感情とか，そちらの方を持ってこないと情状弁護ができないというのがやはり一定数あるので。それは裁判員裁判であってもそうでなくても。だから，結果的には，やはり裁判員裁判でなくても同じところはあります。

司会者：他の方，ありませんか。

裁判員経験者６：本日，これに参加させていただく前に昨年度の意見交換会のことをネットで見たときに，やはり同じように検察側の書面は分かりやすかったけども，弁護士側の書面は分かりにくかったと書かれていたのです。同じ事件の私たち３名が一緒にさせていただいたときにもその話になっていて，それを読んだときに去年から言われているではないかと，正直，思ったのです。でも，検察側が出される書面を参考にしてみようかなとかは思われなかったのでしょうか。

新畑弁護士：各弁護士の話ですけど，今，奈良弁護士会でもやはり裁判員裁判に向けての検討とか研修会というのはしていまして，当然，その一環で，いろいろ研究とかは進めています。実際，裁判員裁判をされた裁判官を招いて勉強会もしましたし，多分，この辺の話もいろいろ，これからの研究テーマであって，研修とかはどんどん進めていく方向で，刑事弁護の委員会とかでも話し合っているところです。

司会者：努力はしていただいているということのようです。他にはよろしいですか。

６　守秘義務について

司会者：それでは，審理等の関係は以上にさせていただきまして，次に守秘義務の関係を伺っておきたいと思います。公判で見聞きしたことは守秘義務の

対象外であるといった説明はおそらく裁判体からしておりますけれども，守秘義務の負担が重いのではないかという意見も他方であって，その辺りのところ，実際に皆様方がどのように感じておられるかということをお伺いしたいと思います。判決が終わって，本日まで守秘義務があるためにこんな負担を感じたとか，そんなことがあれば御紹介をお願いいたします。１番さんからよろしいでしょうか。

裁判員経験者１：守秘義務に関しましては全然負担がなかったです。もちろん，終わりましてからも事件の内容というのはお話はどなたもしていません。ただ，私が裁判員に選任されたということは職場に帰りましてから，休みをいただいたこともありますので，それは皆さんに報告しました。そうしたら，特に職場の若い方，２０代とか３０代の方は目をきらきらさせて，もっと話を聞かせてほしい，例えば，詳しく選任されたときの日とか，それからどういう順序で選任されるのかとか，どういう順序で評議を進めていくのかとか，それを内容に触れなければいいかなと思いまして，お話ししました。やはり皆さんは，特に若い人は関心があるのかなと思いましたので，それはお話しさせていただきました。

司会者：ありがとうございます。守秘義務の中身にならない，該当しないことについてはむしろ裁判所としても積極的にお話ししていただいて広めていただいた方がいいと思っています。

では，２番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者２：負担感は全然感じていません。また同じように裁判員になったということは私もしゃべると，いや，珍しい，そんなもの初めて聞いたという話があって，そういう意味では裁判員というのは思っているほど大変といえば大変ですけど，あまり負担を感じなくていいのではないかというようなことはＰＲできるのでいいかなというふうに感じました。だから負担は別にありません。

司会者：３番さん，お願いします。

裁判員経験者３：私は全く負担を感じておりません。頭から話をしないほうがいいので，誰にも話しておりませんので，それ以上誰も聞いてこない。ただ，家族が，裁判所から封筒が来ますと，おじいさん，何か交通違反でもしたのかと，その程度のレベルでございます。それ以外何も負担を感じておりません。

以上です。

司会者：では，４番さん，お願いします。

裁判員経験者４：私も皆さんと一緒で別に負担にはなっていないというふうに思います。それと，そのときだけどうだったというふうに言われるのですけれども，日が経ってしまうと全然そんなことは忘れているので，あまり負担にはならないというふうに思います。

司会者：では，５番さん，お願いします。

裁判員経験者５：私も同じく負担とは思いません。４日間連続ぐらいでしたので，職場の近い方にはもちろん言ってきましたけれども，それ以外の方に自分から選ばれたことをそれほど広く言うことはなかったので，経験者だということを知っている人も少ないと思いますので。ただ，聞かれたときにはそれに参加するのがいいのか悪いのか，参加する価値はあって，自分にとってはすごくいい経験になるということは伝えて，選ばれて行ったということは，行った者が行くべきですよというふうに言っていくのが自分の役目かなと思って。そこは選ばれたら行くようにみんなにも勧めています。

司会者：では，６番さん，お願いします。

裁判員経験者６：私も守秘義務については負担は感じておりません。今回，この意見交換会に参加させていただくことになりましたときに，周りの方に裁判員をさせてもらっていたのだというふうに申しましたら，私の周りの方はふうんという程度でした。

司会者：では，７番さん，お願いします。

裁判員経験者７：私も全然負担とか，感じておりません。皆さんからおめでとうと言われて，ありがとうということで，それだけで終わりました。

司会者：守秘義務の関係で特に検察官，弁護士はよろしいでしょうか。

７　改善点について

司会者：それでは，大体最後の段階に来たのですけれども，こういうことが良かったという話もいただいたのですけど，やはりこの裁判員制度を御自身が経験されて，ここは改めた方がいいのではないかというふうなことを思われるところがあれば，お話ししていただければと思います。

では，１番さん，お願いします。

裁判員経験者１：選任の仕方なのですけれども，私が担当させていただいたのは２週間，８日間の事件です。そして，選任されるかされないか分からない状態で裁判所に行きまして，もちろん選任されるかもしれないからということで休みはいただいていたのですけれども，されないかもしれないという，中途半端な状態で同僚の方とか，職場の上司の方とかに話をするのがちょっとしんどかったです。ですので，選任するための日に１日来まして，昼から法廷に立ったのですけれども，その日を間，１日空けていただきましたら一旦職場に帰りまして，また改めて同僚の方に休みをいただく，代わりに出てくださいということをお願いすることもできたかなというようなのが私の考えです。それから，もう一つ，週に３回ぐらいのほうが負担がなくていいかなと思います。ただ，審議が長くなったら記憶が薄れてくるというのもあるのですけれども，仕事を持っている者にとっては週３回の方がありがたいと思います。

司会者：一点は選任期日と第１回の法廷が始まるまでに間に日をおいてほしいというのと，週４日の日程のところを３日にすると２週間ではなくて３週間までいくかもしれないけれども，そういうふうになっても，そちらの方がい

いというような御意見ですね。

２番さんは何かございますか。

裁判員経験者２：特にないです。

司会者：３番さん，何か改善点はございますか。

裁判員経験者３：私は今無職でございますので，全然一向に構わないというところでございますので，特にありません。

司会者：４番さん，何かございましたら，お願いします。

裁判員経験者４：私も今のところないです。

司会者：５番の方はどうでしょう。

裁判員経験者５：１番の方と一緒で午前中の半日来て，選ばれたらそこから３．５日続きますよという案内で，私は普通の会社員で営業とかをしていますけれども，その４日間は来ないといけませんので，選ばれて実際には４日間お休みをいただきましたけれども，もし選ばれなかったら１日目の昼から職場に戻ることになっていました。そうなると，その４日間はもともと仕事のスケジュールを空けてあるというふうな感じになるので，多分いろいろな意見があるとは思いますけれども，私は個人的には１番の方と一緒で，選ばれてから，一旦，１日では同じような感じになるので，１週間とか少し時間を置いてもう一回仕切り直してあなたは何日から何日までは必ず来てくださいと言われるほうが日程調整しやすいかなというふうに思います。

司会者：では，６番さん。

裁判員経験者６：私は専業主婦ですので，特に選任されて，その日の午後からも何もなかったのですけれども，やはり１番と５番の方がおっしゃったように心の準備というのもありますので，翌日，１日置いてくだされば良かったかなと思っております。

司会者：７番さん，ございますでしょうか。

裁判員経験者７：ありません。

８　これから裁判員になる方へのメッセージ，アドバイス

司会者：そうしたら，私の方から最後の御質問になりますけれども，この後も裁判員裁判は続きますので，皆様方から見れば後輩というのですか，後に続く方にまた裁判所に来ていただくということになります。一つは先ほど広報みたいなことを言いましたが，守秘義務に反しないところでは周りの人たちに裁判員裁判を広めるような御発言もしていただければありがたいと思うのですけれども，後から裁判員になられる方に対してこういうことをアドバイスしておきたいとかという，そんなメッセージみたいなことがあれば，御発言をお願いしたいと思います。

７番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者７：非常にためになりまして，こういうことは早く経験したかったなと思っております。今，もう７０歳ですけれども，ほとんどの事件が小さいときの，幼児のときからの問題がずっと続いているということを感じましたので，早いうちにこういう経験をして，どうしたら正しい方にきちんと歩けるかということを早い時期に感じるということが，こういうことを経験したことによってあるのではないかなと，そういう意味で役に立つよと言いたいです。

司会者：では，６番さん，お願いします。

裁判員経験者６：裁判員に一番求められているのは，犯罪に無関係な人生を送ってきた私たちの意見だと思いますので，あなたも経験してみてくださいと伝えたいです。

司会者：５番さん，お願いします。

裁判員経験者５：自分の平凡な，本当に平凡な日々が何て幸せなのだろうということで自分の人生を振り返ったり，これから先の自分の人生に希望が持てたりという，裁判のことではなくて，自分自身のことで申し訳ないのですけど，そういうふうに自分を見つめ直すいい機会になりますということだと思

います。

司会者：４番さん，お願いします。

裁判員経験者４：この裁判員を経験させていただいて良かったなというふうに思いました。先ほどの方と意見は同じなのですけれども，人を偉そうな状態で裁くということを逆に自分もどうなのだというのを問いかけているような部分もあるのかなというふうに思ったりしましたので，これ，嫌がっている人もたくさんいるみたいですけれども，私は経験された方がすごくいいのではないかなというふうに思います。

司会者：では，３番さん，お願いします。

裁判員経験者３：思う心に罪はなしということで，先ほど，７番の方がおっしゃったように，事件が起きた背景については裁判であまり争いにならないのですけれども，そういうことというのは本当は掘り下げてほしいなと。ただ，事実ばかりを取り上げて，それに対する罰を与えるというのが本当に正しいのだろうかなというふうに感じております。

司会者：では，２番さん，お願いします。

裁判員経験者２：責任を重く感じたり，不安というふうに，よく裁判員に呼ばれたというと，そういうふうに思われる方が結構おられるのですけれども，それではなくて，これを前向きに捉えてチャレンジしてみたらどうかということで，自分自身も非常に本当にためになるということでＰＲできる範囲でしたいと思います。

司会者：では，１番さん，お願いします。

裁判員経験者１：本当に，先ほども申し上げたのですけれども，特に若い人はこの裁判員の制度に対して関心がすごくあるなということを感じました。それで，私は周りの友達とか，あと職場の人たちにも一所懸命にアピールしています。もっと多くの人に参加しやすいような，例えば事件が長かったら２回に分けるとか，そういうこともできないのかなというふうに考えておりま

すが，これは無理なのでしょうか。また，よろしくお願いします。

司会者：皆さんから前向きの御発言をいただきまして，どうもありがとうございました。

９　報道機関との質疑応答

司会者：それでは，予定した話題事項につきましては一通りお伺いできたかなと思いますけれども，報道機関から御質問等があれば，受けたいと思います。

記者１：一点お伺いしたいのですけれども，本日のやりとりの中でも何度かお話に出ていましたが，先日報道にありましたように，裁判員裁判で死刑判決が出て，それが最高裁のほうで死刑を選択するためには過去の裁判例を踏まえて判断しなければならないというふうに決定が出ましたけれども，そのあたりについて，裁判員を経験された皆さんがどのように感じていらっしゃるかというのをお伺いできたらと思います。

司会者：報道は知っておられますでしょうか。何か御感想があればということですけれども，どなたからでも発言があればお願いします。

裁判員経験者６：私は安心いたしました。というのは，私は自分の事件の判決に携わった者として，これで良かったのかなという不安があったのです。だから最終的にその事件には携わっていませんけれども，私たちが携わった事件に対しても，これで良かったのかなというのは，終わって１年たった今でも思っていて，その被告人の方が残る人生，私の小さな意見であっても，判決を受けられて，されているかなと思っていることに対して少々不安を持っておりましたので，今朝も朝刊を読みまして，ああ，最終的に最高裁がこんなふうな結論を下されたのだというので，少々安心いたしました。

司会者：４番さん，どうぞ。

裁判員経験者４：私，そのニュースを聞いて，ふと思ったのは，私もすごく気になっている，自分がこういう経験をさせていただいた結果どうなったのか

なというふうには思っています，今でも。あれを聞いて，死刑を出すに当たっての条件が六つか七つ，過去の判例であったかと思うのですけれども，多分，その死刑を出すに当たって，そういうことはあったと思うのです。裁判官の方から説明も多分あったと思うのです。そのあった上で死刑が出ているわけですから，最高裁でどちらになったか，ああいう形で決まったのですけれども，その結果を何でこういうふうに変わったかというのは，素人の裁判員裁判の方には私は何かの形で説明すべきではないかなと，そうでないと，その人たちはせっかく決めたのに何やねんというふうな感覚を持たれるのではないかなと。なぜここでこういうふうに判決が変わってしまったよということを，やはり示したほうがいいのではないかなというふうには感じました。

司会者：他に，御意見のある方はございますか。

裁判員経験者２：新聞だけしか私は分からないのですけれども，判例を専門の裁判官の方は重視し過ぎているのではないかという，一部の報道があるのですけれども，裁判員制度ができたのはその専門家ではなしに素人の常識である程度判断するためにこういう制度ができたと思うのです。ただ，先ほどもおっしゃったように，判例にこだわらないで出した結論ですから，それにはなぜそうなったかというのはやはり言ってもらわないと，何か，裁判員制度というのは何なのという疑問が非常にわきます。ただ，それが正しいかどうかは私には分かりませんけれども，そういう結論，確か，２件ですよね。その辺がやはりちょっとクエスチョンマークかなというふうには思っています。

司会者：同じ御意見で，上級審の判決を示すなりして，裁判員に加わった方にそういう情報提供をすべきだというような御意見でしょうか。

他の方はよろしいですか。

裁判員経験者７：私も判例に引きずられてやられるというのは，許せないと思

います。せっかく皆さんと一緒に判断したのだから，判例に引きずられるということは，その先のことは，前のことは分からないわけで，現状の人たちの心理状況とか，そういうのをやはりある程度くみ上げる，全てをくみ上げるのではなくて，きちんと判断した上でくみ上げるということだから，過去にあまり引きずられるということは私はあまりよろしくないのではないかなと思います。

司会者：他にございますか。

記者２：本日は貴重な意見をありがとうございました。刑事裁判で疑わしきは罰せずという推定無罪の原則があるというのは御存じだと思うのですけれども，そういう態度で今回，裁判員裁判に臨めたかどうかというのをお聞かせ願いたいと思うので，よろしくお願いいたします。

司会者：いかがでしょうか。

では，７番さん。

裁判員経験者７：私は罪を憎んで人を憎まずという態度でできたと思っています。私の場合は介護する側と介護される側の，非常に微妙な心理状況がある。だから，必ずしも殺した人，犯罪を犯した人側の立場ではなくて，被害者，介護人の方の言葉遣いとか，そういうのを私は重視したりして，きちんとやれたつもりです。

司会者：刑事裁判ですので，検察官に立証の責任があるのだというような説明は一番最初のところ辺りから裁判官の方でしていると思うのですけれども，そういう刑事裁判の仕組みは十分御理解いただいていたのでしょうか，そこは大丈夫でしょうか。

他の方はいかがでしょうか。５番さんだけが事実関係を争わないということで，ほとんど量刑だけの争点で，他の裁判は殺意だとか，責任能力だとか，いろいろな争点があって，その争点については検察官が十分な立証をしなければいけないということになっているのですけれども，そこの辺りのこ

とは十分意識されていたか，そういう御質問かなと理解するのですがいかがでしょうか。

裁判員経験者３：事実については，それぞれ，認定どおり加害者も認めておったと思うのですが，ただ，その経過といいますか，その現場に置いて具体的に申し上げれば，例えば，もみ合いがあったとかなかったとか，そのために歯が折れたとか折れないとかいう事実関係があるのですが，それについてはあまり検察側の突っ込みも当然なかったし，弁護側の弁論もあまりなかったということで，多少，私はそういう部分にはこだわっていたのですけれども，あとの量刑に至ってもそういう部分について，多少，少な目にしたのかな，だからその辺をもうちょっと自分ではなかなか難しいのですが，突っ込みが足りないのではないかなと。これ，突っ込んでくるのは検察のほうなのでしょうけど，弁護側もあまりその部分については弁護しなかったなというような気がしています。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは，時間になりましたので，この辺りで意見交換は終了させていただきたいと思います。

本日は，本当に貴重な御意見をいただきました。後ろの席では，弁護士，検察官の皆さんも聞いておられますので，本日の御意見を踏まえて，これからの裁判員裁判にぜひ役立てていくようにしていきたいと思います。

本日は，本当にありがとうございました。